

議案第 135 号

松阪市総合運動公園運動施設条例の一部改正について

松阪市総合運動公園運動施設条例（平成 24 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市総合運動公園運動施設条例の一部を改正する条例

松阪市総合運動公園運動施設条例（平成 24 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「

総合運動公園芝生広場	松阪市山下町 111 番地
総合運動公園多目的グラウンド	
総合運動公園管理事務所	
総合運動公園多目的広場第 1	
総合運動公園多目的広場第 2	

」を「

総合運動公園芝生広場	松阪市山下町 111 番地
総合運動公園多目的グラウンド	
総合運動公園管理事務所	
総合運動公園多目的広場第 1	
総合運動公園多目的広場第 2	
総合運動公園スケートパーク	

」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 5 スケートパークを個人で使用しようとする者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

6 スケートパークを専用で使用しようとする場合は、大会等の使用に限る。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第4条第1項中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項に定めるもののほか、附属設備の使用料は、市長が別に定める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第4条関係）

（総合運動公園スケートパーク使用料）

個人使用

使用区分	使用料 (1日当たり)
一般	300円
中学生・高校生	100円
小学生以下	無料

備考

1 個人使用に係るスケートパークの使用時間は午前8時30分から午後10時までとする。

専用使用

使用区分		使用料
入場料等を徴する場合	1時間につき	8,640円
上記以外の場合	1時間につき	4,320円

備考

1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 専用使用に係るスケートパークの使用時間は午前8時30分から午後10時までとし、使用が1時間に満たないときは1時間とみなす。

3 入場料等を徴する場合とは、興行及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の松阪市総合運動公園運動施設条例の規定に基づく使用の許可、使用料の徴収その他の準備行為をすることができる。